

自治基本条例項目比較(類型別団体Ⅱ-1)

	三次市(H18.3.27)	日光市(H20.3.19)	宮古市(H19.7.2)	志摩市(H20.6.30)	出水市(H21.9.30)
	まち・ゆめ基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例
前文	○	○	○	○	○
目的	・目的	・目的	・目的	・目的	・目的
定義	・定義	・定義	・用語の意義	・定義	・定義
理念・原則	・理念 ・基本原則 ・まちづくりの目標 ・情報共有の原則 ・情報の公開	・基本理念	・参画と協働の原則 ・共生のまちづくりの実現	・基本原則	・情報の共有 ・情報を受ける権利と請求する権利 ・説明責任 ・参画の原則 ・協働の原則 ・財政運営の原則 ・法令の自主解釈 ・条例制定権の活用
市民の権利・責務	・まちづくりに参加する権利 ・市政へ参加する権利 ・市民の責務	・市民の権利 ・市民の責務 ・市民の役割	・市民の権利 ・市民の責務	・市民の権利 ・市民の責務	・市民の権利 ・市民の責務
事業者の権利・責務	・事業者の役割		・事業者の社会的責任		
市議会	・市議会の役割 ・情報公開と共有 ・議員の責務	・市議会の責務	・市議会の責務 ・市議会議員の責務	・議会の役割と権限 ・議会の責務 ・議員の責務	・市議会の役割と責務 ・市議会議員の役割と責務 ・市議会情報の公開と個人情報保護
執行機関	・市長の責務 ・市の責務 ・市職員の責務	・市の責務 ・市の役割	・市長の責務 ・市職員の責務	・行政機関の責務 ・市長の責務 ・職員の責務	・市の役割と責務 ・市長の役割と責務 ・市職員の役割と責務
市政運営	・市民参加の推進 ・情報公開及び説明責任 ・地域自治活動への支援 ・市民との協働 ・行政評価	・情報の共有 ・説明・応答の責任 ・個人情報の保護 ・総合計画等 ・まちづくり評価 ・財政の仕組み	・運営原則 ・情報公開 ・個人情報の保護 ・説明責任等 ・行政評価 ・財政運営	・法務政策 ・人事政策 ・公益通報 ・財政運営 ・意見等への対応 ・行政評価 ・監査 ・情報共有の推進 ・個人情報の保護	・行政情報の公開と個人情報保護 ・市民参画の推進 ・手続の適正化 ・意見、要望等の処置 ・総合計画 ・行政評価 ・財政計画、財政状況等の公表 ・危機管理体制の充実 ・関与団体等への指導 ・審議会等
参画・協働	・参加 ・協働	・協働のための環境整備		・参画の保障 ・参画の形態 ・協働の推進	
住民投票	・住民投票	・住民投票	・住民投票 ・住民投票の請求等	・住民投票 ・住民投票条例の直接請求	・住民投票
コミュニティ	・地域自治活動 ・地域自治活動の役割	・まちづくり団体の役割 ・自治会への参加及び支援 ・市民活動団体への参加及び支援	・コミュニティ	・市民自治活動の推進 ・地域コミュニティの推進 ・市民自治活動の制度化	・地域コミュニティ
他団体との関係	・連携	・地域間の連携 ・広域連携 ・国際的な連携	・連携及び友好	・他の団体及び関係機関との連携	・国、県その他の機関との連携
条例の位置付け(見直し)	・位置付け ・検討及び見直し	・最高規範性 ・条例の検討及び見直し	・最高規範性	・条例の位置付け ・この条例の検討及び見直し	・最高規範性 ・条例の見直し
その他		・生涯学習によるまちづくり ・人づくり	・市民自治推進委員会 ・改正	・委任 ・まちづくり基本条例推進委員会の設置	・委任 ・自治基本条例推進会議 ・子どもの健全育成 ・子どもの権利

自治基本条例項目比較(類型別団体Ⅱ-1)

	三次市(H18.3.27) まち・ゆめ基本条例	日光市(H20.3.19) まちづくり基本条例	宮古市(H19.7.2) 自治基本条例	志摩市(H20.6.30) まちづくり基本条例	出水市(H21.9.30) 自治基本条例
前文	○	○	○	○	○
1条	目的	目的	目的	目的	目的
2条	定義	定義	最高規範性	定義	定義
3条	位置付け	基本理念	用語の意義	基本原則	最高規範性
4条	理念	市民の権利	参画と協働の原則	条例の位置付け	情報の共有
5条	基本原則	市民の責務	共生のまちづくりの実現	市民の権利	情報を受ける権利と請求する権利
6条	まちづくりの目標	市議会の責務	市民の権利	市民の責務	説明責任
7条	参加	市の責務	市民の責務	議会の役割と権限	参画の原則
8条	協働	情報の共有	事業者の社会的責任	議会の責務	協働の原則
9条	情報共有の原則	説明・応答の責任	コミュニティ	議員の責務	財政運営の原則
10条	情報の公開	個人情報の保護	市議会の責務	行政機関の責務	法令の自主解釈
11条	まちづくりに参加する権利	市の役割	市議会議員の責務	市長の責務	条例制定権の活用
12条	市政へ参加する権利	市民の役割	市長の責務	職員の責務	市民の権利
13条	市民の責務	協働のための環境整備	市職員の責務	法務政策	市民の責務
14条	地域自治活動	生涯学習によるまちづくり	運営原則	人事政策	地域コミュニティ
15条	地域自治活動の役割	人づくり	情報公開	公益通報	子どもの健全育成
16条	事業者の役割	まちづくり団体の役割	個人情報の保護	財政運営	子どもの権利
17条	市議会の役割	自治会への参加及び支援	説明責任等	意見等への対応	市議会の役割と責務
18条	情報公開と共有	市民活動団体への参加及び支援	行政評価	行政評価	市議会議員の役割と責務
19条	議員の責務	住民投票	財政運営	監査	市議会情報の公開と個人情報の保護
20条	市長の責務	総合計画等	住民投票	情報共有の推進	市の役割と責務
21条	市の責務	まちづくり評価	住民投票の請求等	個人情報の保護	市長の役割と責務
22条	市民参加の推進	財政の仕組み	連携及び友好	参画の保障	市職員の役割と責務
23条	情報公開及び説明責任	地域間の連携	市民自治推進委員会	参画の形態	行政情報の公開と個人情報の保護
24条	地域自治活動への支援	広域連携	改正	住民投票	市民参画の推進
25条	市職員の責務	国際的な連携		住民投票条例の直接請求	手続の適正化
26条	市民との協働	最高規範性		協働の推進	意見、要望等の処置
27条	行政評価	条例の検討及び見直し		市民自治活動の推進	総合計画
28条	住民投票			地域コミュニティの推進	行政評価
29条	連携			市民自治活動の制度化	財政計画、財政状況等の公表
30条	検討及び見直し			他の団体及び関係機関との連携	危機管理体制の充実
31条				まちづくり基本条例推進委員会の設置	関与団体等への指導
32条				この条例の検討及び見直し	審議会等
33条				委任	住民投票
34条					自治基本条例推進会議
35条					国、県その他の機関との連携
36条					条例の見直し
37条					委任

自治基本条例項目比較

	ニセコ町(H12.12.27) まちづくり基本条例	三鷹市(H17.10.1) 自治基本条例	流山市(H21.3.30) 自治基本条例	小諸市(H22.3.30) 自治基本条例	筑紫野市(H22.6.29) 市民自治基本条例
前文	○	○	○	○	○
1条	目的	目的	目的	目的	目的
2条	情報共有の原則	定義	条例の位置付け	条例の位置付け	定義
3条	情報への権利	条例の最高規範性等	定義	用語の定義	基本原則
4条	説明責任	地域における市民の権利、責務等	基本理念	自治の基本原則	条例の位置付け
5条	参加原則	市政における市民の権利、責務等	目指すまちの姿	市民の権利	市民等の権利
6条	意思決定の明確化	事業者等の権利、責務等	地域コミュニティ	市民の役割	市民等の責務
7条	情報共有のための制度	市議会の役割、責務等	知る権利	市民活動団体の役割	議会の権能
8条	情報の収集及び管理	市議会の立法活動、調査活動等	情報共有	区等の役割	議会の役割及び責務
9条	個人情報の保護	市長の責務	説明責任	区への加入	市長等の役割及び責務
10条	まちづくりに参加する権利	執行機関の連携及び協力	個人情報の保護	事業者の役割	市長等の政策活動の原則
11条	満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利	補佐職の設置等	参加の権利	市議会の責務	財政運営等
12条	まちづくりにおける町民の責務	市の率先行動の基本原則	子どもの意見表明の機会の保障	市議会議員の責務	説明責任及び応答責任
13条	まちづくりに参加する権利の拡充	基本構想及び基本計画の位置づけ等	参加の機会の保障	市議会事務局の職員の責務	法務原則
14条	コミュニティ	情報公開等	提案制度	市の執行機関の責務	職員の責務
15条	コミュニティにおける町民の役割	個人情報の保護	協働によるまちづくり	市長の責務	情報の公開及び共有等
16条	町とコミュニティのかかわり	パブリックコメント	市民参加条例	市の執行機関の職員の責務	住民投票制度
17条	議会の役割	説明責任	市民投票	市長の公約	審議会等の委員
18条	議会の責務	要望、苦情等への対応	国及び千葉県との協力等	総合計画	政策形成及び実施過程への参加
19条	議会の組織等	オンブズマン	近隣等の自治体との協力	財政運営	市民提案
20条	議会の会議	職員及び組織	市外の人々との連携	行政評価	市民等の公益活動との連携
21条	会議の公開	適法・公正な市政運営	国際交流	附属機関等	地域コミュニティ活動の推進
22条	議会の会期外活動	政策法務	総合計画	情報公開及び説明責任	安全安心
23条	政策会議の設置	行政サービス提供の基本原則	財政運営	応答責任	他の自治体等との連携及び協力
24条	議員の役割及び責務	自治体経営	行政評価	個人情報保護	条例の検証等
25条	町長の責務	行政評価	法令の活用による政策実現	公聴手続	
26条	就任時の宣誓	監査	行政組織及び職員の能力開発等	行政手続	
27条	執行機関の責務	出資団体等	危機管理体制の確立	他の自治体との連携	
28条	政策法務の推進	危機管理	審議会等	参加と協働の推進	
29条	危機管理体制の確立	計画の策定過程等	議会の役割	まちづくりに関する連携	
30条	組織	市民会議等の設置及び運営	市民等に関わられた議会	住民投票	
31条	審議会等の参加及び構成	コミュニティ活動	議会の政策立案機能の充実	住民投票の請求	
32条	意見・要望・苦情等への応答義務等	協働のまちづくり	行政手続	条例の見直し	
33条	意見・要望・苦情等への対応	学校と地域との連携協力	苦情等への対応		
34条	行政手続の法制化	出資団体及び他の官公庁との連携等	倫理		
35条	法令の遵守	住民投票	内部通報		
36条	計画過程等への参加	国、東京都等との政府間関係	市民等の責務		
37条	計画の策定等における原則	他の自治体等との連携	市長の責務		

自治基本条例項目比較

38条	計画策定の手続	海外の自治体等との連携 及び国際交流の推進	議員の責務		
39条	計画進行状況の公表		職員の責務		
40条	総則		条例の実効性の確保		
41条	予算編成		条例の見直し		
42条	予算執行				
43条	決算				
44条	財産管理				
45条	財政状況の公表				
46条	評価の実施				
47条	評価方法の検討				
48条	町民投票の実施				
49条	町民投票の条例化				
50条	町外の人々との連携				
51条	近隣自治体との連携				
52条	広域連携				
53条	国際交流及び連携				
54条	条例制定等の手続				
55条	この条例の位置付け				
56条	条例等の体系化				
57条	この条例の検討及び見直し				